

地域主権改革推進一括法案に反対する意見書

政府が今国会に提出している「地域主権改革推進一括法案」(「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)は、「地域主権改革」の名の下に、地方自治体にたいする国の「義務付け・枠付け」を見直すとして41の関係法律を一括「改正」しようとするものだが、その内容は、国が責任を負うべき福祉や教育におけるナショナルミニマムを放棄するものとなっている。

児童福祉の分野では、保育所や児童養護施設、知的障害児施設など、児童福祉施設の最低基準をなくし、都道府県の条例に委任するとしているが、最低基準には、子どもたちが健やかに発達できる環境を国が保障し、その水準は時代とともに引き上げることが明記されており、児童福祉の水準を維持していくうえで重要な役割を担っている。

法案では、都道府県は厚生労働省令を基準に条例を策定することになっているが、現在の最低基準よりも上がるのか、下がるのか、同一なのか、いまだに政府は示そうとしていない。これでは、世界と比べて極めて低い水準にある現状が、さらに引き下げられるのではないかとの懸念が広がるのも当然である。

最低基準は地方に委任するのではなく、国の責任で基準をさらに引き上げ、それにとりまなう財政措置も国の責任で行うべきである。

よって、本議会は地域主権改革推進一括法案に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。